

## 【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年9月11日提出
【発行者名】	三菱UFJ国際投信株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 松田 通
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-6250-4740
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	三菱UFJ MV20 三菱UFJ MV40 三菱UFJ MV80
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	三菱UFJ MV20 1兆円を上限とします。 三菱UFJ MV40 1兆円を上限とします。 三菱UFJ MV80 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年3月11日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について半  
期報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

## 2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部\_\_は訂正部分を示し、<更新後>に記載してい  
る内容は原届出書の更新後の内容を示します。

「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載  
します。

なお、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」において、「1 財務諸表」につき  
ましては「中間財務諸表」が追加され、「2 ファンドの現況」につきましては原届出書の更新後  
の内容を記載します。

## 第一部【証券情報】

## (5)【申込手数料】

## &lt;訂正前&gt;

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ MV20」、「三菱UFJ MV40」または「三菱UFJ MV80」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。ただし、換金されるファンドの基準価額に対して0.1%の信託財産留保額が差し引かれます。

## &lt;訂正後&gt;

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

消費税率が10%となった場合は、2.2%（税抜 2%）となります。

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ MV20」、「三菱UFJ MV40」または「三菱UFJ MV80」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。ただし、換金されるファンドの基準価額に対して0.1%の信託財産留保額が差し引かれます。

## 第二部【ファンド情報】

## 第1【ファンドの状況】

## 1【ファンドの性格】

## (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

&lt;更新後&gt;

当ファンドは、投資信託証券へ投資することにより、リスクの軽減に努めつつ中長期的に着実な成長を図ることを目標として運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、3,000億円です。

\* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

## 商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
	海外	債券	MRF	
追加型	内外	不動産投信	ETF	特殊型 ( )
		その他資産 ( )		
		資産複合		

## 属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリー ファンド	あり (部分ヘッジ)	日経225	ブル・ベア型
	年2回					
債券 一般	年4回	日本	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	TOPIX	条件付運用型
	年6回					
債券 公債	(隔月)	北米			その他 ( )	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
	年12回					
債券 社債	(毎月)	欧州				
	日々					
債券 その他債券	その他	オセアニア				
	( )					
クレジット 属性 ( )	( )	中南米				
不動産投信 その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株 式、債券)))	( )	アフリカ				
資産複合 ( )	( )	中近東 (中東)				
		エマージング				

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容に

については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

#### 商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信(リート)	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF(マネー・マネージメント・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。
	MRF(マネー・リザーブ・ファンド)	一般社団法人投資信託協会が定める「MMF等の運営に関する規則」に規定するMRFをいいます。
	ETF	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### 属性区分の定義

投資対象資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいいます。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいいます。

	公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいいます。
	クレジット属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別して投資する、あるいは投資適格債（BBB格相当以上）を投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付債、ハイイールド債等（BB格相当以下）を主要投資対象とする旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性として併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以外に投資する旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるものをいいます。
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年6回（隔月）	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
	年12回（毎月）	信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいいます。
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。
投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。

	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動(一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。)を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型/絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

#### [ ファンドの目的・特色 ]

## ファンドの目的

内外の株式および公社債を実質的な主要投資対象とし、「資産区分の分散(マルチ・アセット)」に加え「運用スタイルの分散(マルチ・スタイル)」、「運用会社の分散(マルチ・マネージャー)」を行うことにより、各資産の指数を合成したベンチマークを中長期的に上回る投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 特色1

三菱UFJ MVは投資信託証券を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ(F.O.F)です。株式や公社債等に直接投資するのではなく、複数の投資信託証券に投資することにより、同時に複数の投資信託を購入したことと同じ効果が得られます。



三菱UFJ MV20、三菱UFJ MV40、三菱UFJ MV80を総称して「三菱UFJ MV」といいます。

### 特色2

投資信託証券は、内外の株式および公社債(これらを投資対象とするマザーファンドを含みます。)を主要投資対象とします。

リスクの異なる3種類のファンドをご用意いたしました。投資者のみなさまの年齢やライフスタイル等に合せてご自由にお選び頂けます。

また、三菱UFJ MVの各ファンド間ではスイッチング(乗換え)が無手数料で行えます。

■ スwitchingの際は、換金するファンドに対して信託財産留保額および税金がかかります。

### 各ファンドの基準ポートフォリオ(イメージ図)

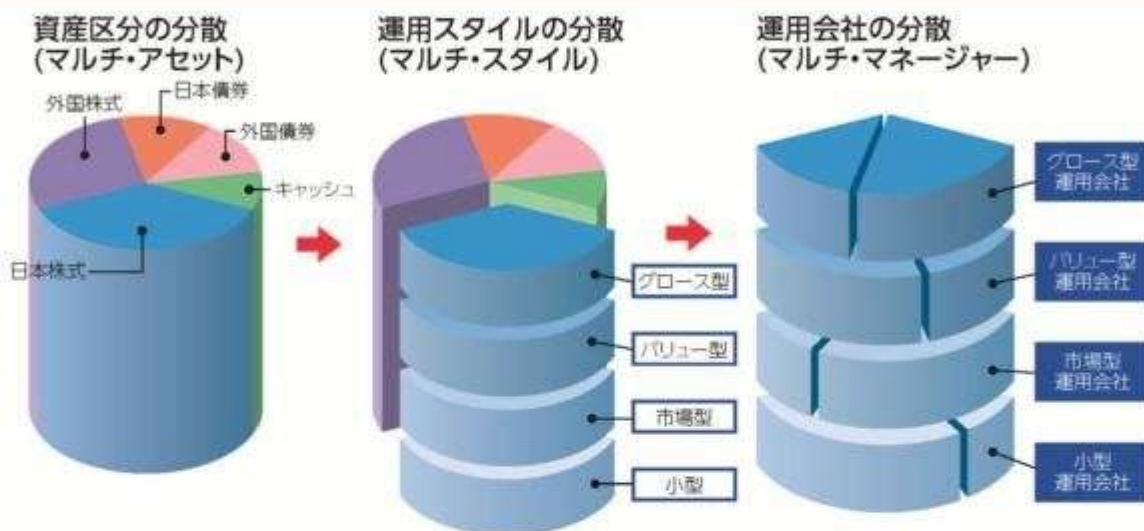




### 特色3

主要投資対象である投資信託証券は、ラッセル・インベストメント株式会社(以下、「ラッセル・インベストメント」といいます。)が設定・運用を行います。各ファンドは投資信託証券への投資を通じての「資産区分の分散(マルチ・アセット)」に加え、投資信託証券はマザーファンドへの投資を通じて、「運用スタイルの分散(マルチ・スタイル)」、「運用会社の分散(マルチ・マネージャー)」の運用アプローチを採用し、収益の安定化をめざします。

株式の場合には、グロース(成長)型、バリュー(割安)型、マーケット・オリエンテッド型などに代表される複数の運用スタイルを組み合わせることで運用されます。



1 上記はイメージ図であり、実際のファンドの内容とは異なることがあります。

2 運用会社については、事前の告知なく変更となる場合がありますので、販売会社にお問合せください。

- **グロース(成長)型:** 主としてファンダメンタル・リサーチに基づき株価にまだ反映されていない成長株を見つけ出し投資する運用スタイルです。
- **バリュー(割安)型:** PER(株価収益率)、PBR(株価純資産倍率)、利回りなどの尺度を用いて割安株を見つけ出し投資する運用スタイルです。
- **マーケット・オリエンテッド型:** 特定の傾向を持つ株式のみに焦点を当てるのではなく、幅広い株式に投資する運用スタイルです。

#### ラッセル・インベストメントグループとは

ラッセル・インベストメントはグローバルに総合的な資産運用・管理サービスを提供するラッセル・インベストメントグループの一員です。ラッセル・インベストメントグループは1936年米国にてフランク・ラッセル・カンパニーを創業して以来、資産運用コンサルティング分野において年金基金等大規模投資家に対して資産運用に関するアドバイスを行っており、資産運用サービス分野においても大規模投資家から個人投資家に至るまで幅広い投資家の皆様に「マルチ・マネージャー・ファンド」を提供しています。運用会社の選定にあたっては運用プロダクトを評価しているラッセル・インベストメントグループの資産運用コンサルティングで培った運用会社調査能力(定性評価および定量評価の能力)を活かし、世界中の優れた運用会社から外部委託先の運用会社を選定します。

📄 「運用担当に係る事項」については、委託会社のホームページ(<https://www.am.mufig.jp/corp/operation/fm.html>)をご覧ください。

特色4

運用にあたっては、下記の各指数をそれぞれの基準ポートフォリオの比率で組み合わせた指数を合成ベンチマークとし、中長期的に当該指数を上回る投資成果をめざします。

#### <合成ベンチマーク>

	日本株式	外国株式	日本債券・ 短期金融資産	外国債券 (為替ヘッジあり)	外国債券 (為替ヘッジなし)
	配当込みTOPIX	MSCIコクサイ インデックス (除く日本 円換算ベース)	NOMURA-BPI 総合指数 (短期金融資産 (有担保コール 翌日物)1%を含む)	FTSE世界国債 インデックス (除く日本、円ヘッジ・ 円ベース)	FTSE世界国債 インデックス (除く日本、円ベース)
三菱UFJ MV20	15%	5%	40%	35%	5%
三菱UFJ MV40	30%	10%	30%	25%	5%
三菱UFJ MV80	55%	25%	10%	5%	5%

各合成ベンチマークの計算にあたっては、委託会社において、ファンドにおける組入資産・為替の評価時点にあわせて計算を行います。



#### 指数について

・配当込みTOPIXとは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数(TOPIX)に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。配当込みTOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、配当込みTOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、配当込みTOPIXの算出もしくは公表の停止または配当込みTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

・MSCIコクサイ インデックスとは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIコクサイ インデックス(除く日本 円換算ベース)は、MSCIコクサイ インデックス(除く日本 米ドルベース)をもとに、委託会社が計算したものです。また、MSCIコクサイ インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。

・NOMURA-BPI総合指数とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

・FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)ならびにFTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っていません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

ベンチマークとは、ファンドの運用を行うにあたって運用成果の目標基準とする指標です。

#### ■主な投資制限

株式	株式への直接投資は行いません。
投資信託証券	投資信託証券への投資割合に制限を設けません。
外貨建資産	外貨建資産への直接投資は行いません。

#### ■分配方針

- 年1回の決算時(12月12日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### (3)【ファンドの仕組み】

<訂正前>

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況（2018年12月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革  
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始  
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更  
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更  
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## &lt;訂正後&gt;

## 委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。

## 委託会社の概況（2019年6月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日  
1985年8月1日
- ・資本金  
2,000百万円
- ・沿革

1997年5月	東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月	東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に變更
2005年10月	三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に變更
2015年7月	三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に變更

・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

## 2【投資方針】

### (2)【投資対象】

<更新後>

#### 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．約束手形

ハ．金銭債権

- 次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

#### 有価証券の指図範囲

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、1.に定める証券投資信託の受益証券のほか、2.から4.に掲げるものとします。

- 追加型証券投資信託 ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（適格機関投資家限定）
- 追加型証券投資信託 ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（適格機関投資家限定）
- 追加型証券投資信託 ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定）
- 追加型証券投資信託 ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）
- 追加型証券投資信託 ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）

なお、ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（適格機関投資家限定）は、主にラッセル・インベストメント日本株式マザーファンド受益証券への投資を通じて日本株式に投資します。ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（適格機関投資家限定）は、主にラッセル・インベストメント外国株式マザーファンド受益証券への投資を通じて日本を除く世界先進各国市場の株式に投資します。ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定）は、主にラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド受益証券への投資を通じて日本の市場の公社債に投資します。ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）およびラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）は、主にラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド受益証券への投資を通じて日本を除く世界先進各国市場の公社債に投資します。

- 2．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
- 3．外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、2．の性質を有するもの
- 4．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

#### 金融商品の指図範囲

この信託において投資の対象とする金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）は、次に掲げるものとします。

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

#### < 投資信託証券の概要 >

ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅡ(適格機関投資家限定)														
投資運用会社	ラッセル・インベストメント株式会社													
主要投資対象	ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドを主要投資対象とします。 なお、株式、公社債等の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。													
投資態度	主としてラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドに投資を行い、信託財産の長期的成長をめざします。													
マザーファンドの投資態度	<p>①株式などの組入れにあたってはフル・インベストメントを基本とします。</p> <p>②わが国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長をめざします。</p> <p>③株式以外の資産への投資は、原則として信託財産総額の50%以下とします。</p> <p>④TOPIX(配当込み)をベンチマークとします。</p> <p>⑤「マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー」のアプローチを採用し、グロース(成長)型、バリュー(割安)型、マーケット・オリエンテッド型などに代表される複数の運用スタイルを組み合わせて運用します。各々の運用スタイルで優れた運用会社を採用することによって、ひとつのファンドで運用スタイル分散を行います。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメント・グループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。</p>													
マザーファンドの運用権限の委託先 (2019年6月28日現在)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>委託内容</th> <th>運用会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">グロース(成長)型株式に重点をおいた運用</td> <td>アセットマネジメントOne株式会社(日本)</td> </tr> <tr> <td>カムイ・キャピタル株式会社(日本) [投資助言]*</td> </tr> <tr> <td>クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー(英国)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">バリュー(割安)型株式に重点をおいた運用</td> <td>損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(日本) [投資助言]*</td> </tr> <tr> <td>ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国) 後記(注)をご覧ください</td> </tr> <tr> <td>マーケット・オリエンテッド型の運用</td> <td>スパーグス・アセット・マネジメント株式会社(日本) [投資助言]*</td> </tr> <tr> <td>後記(注)をご覧ください</td> <td>ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)</td> </tr> </tbody> </table>	委託内容	運用会社	グロース(成長)型株式に重点をおいた運用	アセットマネジメントOne株式会社(日本)	カムイ・キャピタル株式会社(日本) [投資助言]*	クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー(英国)	バリュー(割安)型株式に重点をおいた運用	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(日本) [投資助言]*	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国) 後記(注)をご覧ください	マーケット・オリエンテッド型の運用	スパーグス・アセット・マネジメント株式会社(日本) [投資助言]*	後記(注)をご覧ください	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)
委託内容	運用会社													
グロース(成長)型株式に重点をおいた運用	アセットマネジメントOne株式会社(日本)													
	カムイ・キャピタル株式会社(日本) [投資助言]*													
	クープランド・カーディフ・アセット・マネジメント・エル・エル・ピー(英国)													
バリュー(割安)型株式に重点をおいた運用	損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社(日本) [投資助言]*													
	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国) 後記(注)をご覧ください													
マーケット・オリエンテッド型の運用	スパーグス・アセット・マネジメント株式会社(日本) [投資助言]*													
後記(注)をご覧ください	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)													
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドおよび上場不動産投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。													
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年1.1502%(税抜 年1.065%) ※消費税率が10%となった場合は、年1.1715%(税抜 年1.065%)となります。													
購入時手数料	ありません。													
信託財産留保額	ありません。													

\*各運用会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)が運用の指図を行います。

ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅡ(適格機関投資家限定)		
投資運用会社	ラッセル・インベストメント株式会社	
主要投資対象	ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドを主要投資対象とします。 なお、株式、公社債等の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。	
投資態度	主としてラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドに投資を行い、信託財産の長期的成長をめざします。	
マザーファンドの投資態度	①株式などの組入れにあたってはフル・インベストメントを基本とします。 ②日本を除く世界先進各国の株式を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長をめざします。 ③MSCI KOKUSAI (配当込み)をベンチマークとします。 ④「マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー」のアプローチを採用し、グロース(成長)型、バリュー(割安)型、マーケット・オリエンテッド型などに代表される複数の運用スタイルを組み合わせて運用されます。各々の運用スタイルで優れた運用会社を採用することによって、ひとつのファンドで運用スタイル分散を行います。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。	
マザーファンドの運用権限の委託先 (2019年6月28日現在)	委託内容	運用会社
	外国株式を対象としたグロース(成長)型の運用	フィエラ・キャピタル・インク(米国) [投資助言]*
		モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク(米国) [投資助言]*
	外国株式を対象としたバリュー(割安)型の運用	サンダース・キャピタル・エル・エル・シー(米国) [投資助言]*
		ジャナス・キャピタル・マネジメント・エル・エル・シー(米国) [投資助言]*
	外国株式を対象としたマーケット・オリエンテッド型の運用	ニューメリック・インベスターズ・エル・エル・シー(米国)
	外国株式を対象としたポートフォリオ特性補強型の運用	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国) 後記(注)をご覧ください
後記(注)をご覧ください	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)	
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 投資信託証券(ラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドおよび上場不動産投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合へは、制限を設けません。	
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年1.1502%(税抜 年1.065%) ※消費税率が10%となった場合は、年1.1715%(税抜 年1.065%)となります。	
購入時手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	

\*各運用会社の投資助言に基づき、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)が運用の指図を行います。

ラッセル・インベストメント日本債券ファンドII(適格機関投資家限定)		
投資運用会社	ラッセル・インベストメント株式会社	
主要投資対象	ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドを主要投資対象とします。 なお、株式、公社債等他の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。	
投資態度	主としてラッセル・インベストメント日本債券マザーファンドに投資を行い、信託財産の長期的成長をめざします。	
マザーファンドの投資態度	①日本の市場において取引される公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長をめざします。 ②NOMURA-BPI総合指数をベンチマークとします。 ③「マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー」のアプローチを採用し、収益の主な源泉であるデュレーション調整、満期構成、債券種別選択等から、各運用会社の得意な分野を活かしてこれらを組み合わせて運用されます。各々の運用スタイルで優れた運用会社を採用することによって、ひとつのファンドで運用スタイル分散を行います。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。	
マザーファンドの運用権限の委託先 (2019年6月28日現在)	委託内容	運用会社
	国債・事業債および金融債を中心とする債券運用	アセットマネジメントOne株式会社(日本) ウエスタン・アセット・マネジメント株式会社(日本)
	後記(注)をご覧ください	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービ シーズ・エル・エル・シー(米国)
主な投資制限	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます)への実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ラッセル・インベストメント日本債券マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以内とします。	
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年0.5616%(税抜 年0.52%) ※消費税率が10%となった場合は、年0.572%(税抜 年0.52%)となります。	
購入時手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	



ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Aコース(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定) ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Bコース(為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)		
投資運用会社	ラッセル・インベストメント株式会社	
主要投資対象	ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドを主要投資対象とします。 なお、株式、公社債等の有価証券または金融商品に直接投資を行う場合があります。	
投資態度	主としてラッセル・インベストメント外国債券マザーファンドに投資を行い、信託財産の長期的成長をめざします。 ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Aコース(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)の実質外貨建資産については、為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。外国為替予約取引の指図に係る権限は、ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)に委託します。また、ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Bコース(為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)の実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。	
マザーファンドの投資態度	①日本を除く世界先進各国の市場において取引される公社債を主要投資対象とし、分散投資を行い、信託財産の長期的成長をめざします。 ②FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)をベンチマークとします。 ③「マルチ・スタイル、マルチ・マネージャー」のアプローチを採用し、収益の主な源泉であるデュレーション調整、満期構成、国別配分、通貨配分、債券種別選択等から、各運用会社の得意な分野を活かしてこれらを組み合わせて運用されます。各々の運用スタイルで優れた運用会社を採用することによって、ひとつのファンドで運用スタイル分散を行います。なお、ファンド全体としてより適切なポートフォリオを構築すること、ファンドの運用または執行をより効率的に行うこと等を目的として、ラッセル・インベストメントグループに属する運用会社にファンドの運用を委託することがあります。	
マザーファンドの運用権限の委託先 (2019年6月28日現在)	委託内容	運用会社
	格付けの高い国の国債(またはこれに準ずる債券)への投資を中心とした運用	コルチェスター・グローバル・インベスターズ・リミテッド(英国)
	国債や一般債に加え、通貨も含めた総合的な運用	インサイト・インベストメント・マネジメント(グローバル)リミテッド(英国)
	後記(注)をご覧ください	ラッセル・インベストメント・インプリメンテーション・サービシーズ・エル・エル・シー(米国)
主な投資制限	株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます)への実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の30%以内とします。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ラッセル・インベストメント外国債券マザーファンド以外の投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合へは、制限を設けません。	
運用管理費用 (信託報酬)	純資産総額×年0.918%(税抜 年0.85%) ※消費税率が10%となった場合は、年0.935%(税抜 年0.85%)となります。	
購入時手数料	ありません。	
信託財産留保額	ありません。	

## (注)委託内容

- ・ラッセル・インベストメント日本株式マザーファンドとラッセル・インベストメント外国株式マザーファンドについては、キャッシュ・エクイタイゼーション(流動資金の株式化)―即ち、運用資産の内、流動資金を株式先物インデックスで運用することにより、ファンドを株式に対してフル・エクスポージャーにし、運用効率を高める。
- ・他の運用会社の運用を補完して信託財産全体に係る適切なポートフォリオを実現することを目的とした、他の運用会社の運用に係る部分以外の信託財産の一部についての運用。
- ・運用会社の変更の際に、必要に応じた資産の移転管理および一時的な運用。
- ・ラッセル・インベストメントが必要と判断した場合における、信託財産の一部についての運用(他の運用会社からの投資助言等に基づく運用を含む。)

## 3【投資リスク】

&lt;更新後&gt;

## (1)投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落によ

り損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

#### 価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動し、また、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け株式や公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の株式や公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、「ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）」の主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産ですが、当ファンドでは原則として為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。しかし、為替ヘッジにより、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。そのため、為替相場の変動によっては、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

なお、為替ヘッジを行う場合で円金利がヘッジ対象通貨建の金利より低いときには、これらの金利差相当分がヘッジコストとなります。ただし、為替市場の状況によっては、金利差相当分以上のヘッジコストとなる場合があります。

#### 信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けま

すので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている株式や公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

#### 留意事項

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- 収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部払戻しに相当する場合があります。当ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

#### （２）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。また、定期的に関催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

\* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔ラッセル・インベストメントの管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門および運用部門から独立した法務・コンプライアンス部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて、外部委託先運用部分を含めて投資ガイドラインなどの違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

〔委託会社におけるラッセル・インベストメントに対する確認体制〕

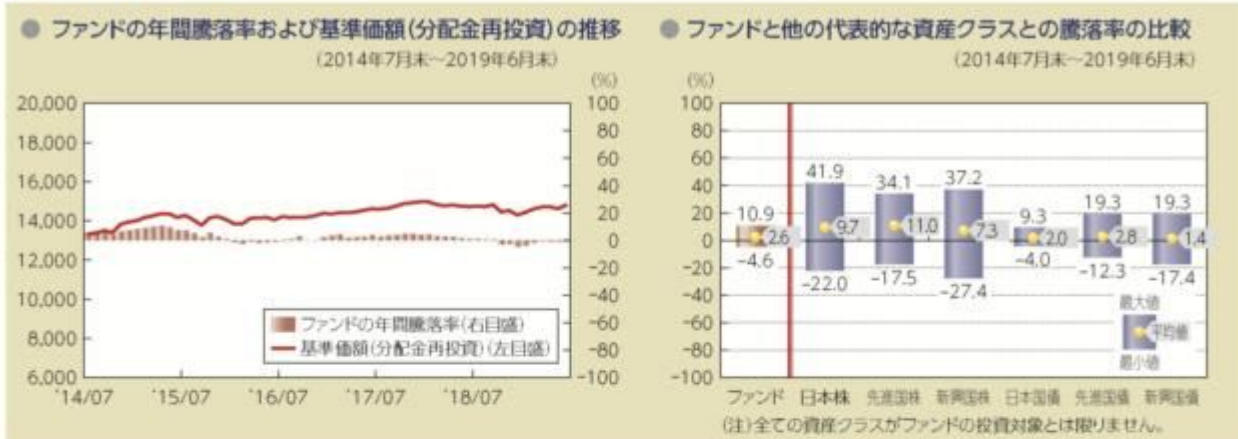
委託会社とラッセル・インベストメントの間で、ラッセル・インベストメントがファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社はラッセル・インベストメントに対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、ラッセル・インベストメントからの定期的なデータ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### 三菱UFJ MV20



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### 三菱UFJ MV40



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 三菱UFJ MV80



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

## 4【手数料等及び税金】

## (1)【申込手数料】

## &lt;訂正前&gt;

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ MV20」、「三菱UFJ MV40」または「三菱UFJ MV80」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。ただし、換金されるファンドの基準価額に対して0.1%の信託財産留保額が差し引かれます。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

## &lt;訂正後&gt;

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

消費税率が10%となった場合は、2.2%（税抜 2%）となります。

申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。

「三菱UFJ MV20」、「三菱UFJ MV40」または「三菱UFJ MV80」のいずれかのファンドを解約した受取金額をもって他方のファンドの取得申込みを行う場合（「スイッチング」といいます。）、申込手数料はかかりません。ただし、換金されるファンドの基準価額に対して0.1%の信託財産留保額が差し引かれます。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

## (3) 【信託報酬等】

## &lt;更新後&gt;

## 「三菱UFJ MV20」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.756%（税抜0.7%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。

消費税率が10%となった場合は、年0.77%（税抜0.7%）となります。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

内 訳（各販売会社の残高に応じて）			
残 高	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.26%	0.42%	0.02%
100億円超200億円以下の部分	0.21%	0.47%	0.02%

200億円超300億円以下の部分	0.16%	0.52%	0.02%
300億円超の部分	0.11%	0.57%	0.02%

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

受益者が負担する実質的な信託報酬率（概算値）は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち投資信託証券に係る率
年1.5768%（税込）程度	年0.8208%（税込）程度

消費税率が10%となった場合は、以下の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち投資信託証券に係る率
年1.606%（税込）程度	年0.836%（税込）程度

#### 「三菱UFJ MV40」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.8316%（税抜0.77%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。  
消費税率が10%となった場合は、年0.847%（税抜0.77%）となります。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数/365）  
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

内 訳（各販売会社の残高に応じて）			
残 高	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.26%	0.49%	0.02%
100億円超200億円以下の部分	0.21%	0.54%	0.02%
200億円超300億円以下の部分	0.16%	0.59%	0.02%
300億円超の部分	0.11%	0.64%	0.02%

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
-----	----------------

委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

受益者が負担する実質的な信託報酬率(概算値)は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率(概算値)	うち投資信託証券に係る率
年1.7388%(税込)程度	年0.9072%(税込)程度

消費税率が10%となった場合は、以下の通りとなります。

実質的な信託報酬率(概算値)	うち投資信託証券に係る率
年1.771%(税込)程度	年0.924%(税込)程度

### 「三菱UFJ MV80」

- 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.9936%(税抜0.92%)の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。  
消費税率が10%となった場合は、年1.012%(税抜0.92%)となります。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)  
上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

- 信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。
- 信託報酬の各支払先への配分(税抜)は、以下の通りです。

内 訳(各販売会社の残高に応じて)			
残 高	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.26%	0.64%	0.02%
100億円超200億円以下の部分	0.21%	0.69%	0.02%
200億円超300億円以下の部分	0.16%	0.74%	0.02%
300億円超の部分	0.11%	0.79%	0.02%

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

各支払先が信託報酬の対価として提供する役務の内容は以下の通りです。

支払先	対価として提供する役務の内容
委託会社	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
販売会社	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
受託会社	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等

受益者が負担する実質的な信託報酬率(概算値)は、次の通りとなります。

実質的な信託報酬率(概算値)	うち投資信託証券に係る率
年2.0628%(税込)程度	年1.0692%(税込)程度



消費税率が10%となった場合は、以下の通りとなります。

実質的な信託報酬率（概算値）	うち投資信託証券に係る率
年2.101%（税込）程度	年1.089%（税込）程度

（注）上記概算値は、投資対象とする投資信託証券における信託報酬率を含めた実質的な信託報酬率を算出したものです。各投資信託証券への投資比率が変動する可能性があることから、実質的な信託報酬率は変動します。したがって事前に固定の料率、上限額等を表示することはできません。

<ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬率>

投資信託証券の名称	信託報酬率（税込）
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（適格機関投資家限定）	年1.1502%
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（適格機関投資家限定）	年1.1502%
ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定）	年0.5616%
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	年0.918%
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	年0.918%

消費税率が10%となった場合は、以下の通りとなります。

投資信託証券の名称	信託報酬率（税込）
ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（適格機関投資家限定）	年1.1715%
ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（適格機関投資家限定）	年1.1715%
ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定）	年0.572%
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	年0.935%
ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	年0.935%

上記の信託報酬率は、今後変更となる場合があります。上記の他、諸費用が別途かかります。申込手数料はかかりません。

（5）【課税上の取扱い】

<訂正前>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源

泉徴収(申告不要)されます。なお、確定申告を行い、総合課税(配当控除は適用されません。・申告分離課税を選択することもできます。

## 2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費(申込手数料(税込)を含みます。)を控除した利益(譲渡益)が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座(源泉徴収選択口座)を利用する場合、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%)の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失(譲渡損)については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得(申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。)との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

### 法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

- (\*) 確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

### 個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料(税込)は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

### 収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2018年12月末現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

<訂正後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

- (\*) 確定拠出年金法に定める加入者等の運用の指図に基づいて受益権の取得の申込みを行う資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合、所得税および地方税がかかりません。なお、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元

本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2019年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## 5【運用状況】

### 【三菱UFJ MV20】

#### （1）【投資状況】

令和1年6月28日現在

（単位：円）

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率（%）
投資信託受益証券	日本	2,194,935,732	98.96
コール・ローン、その他資産 （負債控除後）		23,172,259	1.04
純資産総額		2,218,107,991	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### （2）【投資資産】

##### 【投資有価証券の主要銘柄】

##### a 評価額上位30銘柄

令和1年6月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定）	657,763,647	1.2845	844,915,163	1.3107	862,130,812	38.87
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	487,341,449	1.5226	742,054,843	1.5934	776,529,864	35.01
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（適格機関投資家限定）	179,371,619	1.8482	331,521,262	1.869	335,245,555	15.11
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	44,862,974	2.459	110,322,001	2.4728	110,937,162	5.00
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（適格機関投資家限定）	42,040,837	2.4646	103,616,032	2.6187	110,092,339	4.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 1年 6月28日現在

種類	投資比率（%）
投資信託受益証券	98.96
合計	98.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （3）【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年6月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末日 (平成21年12月14日)	5,669,321,448	5,669,321,448	10,004	10,004
第10計算期間末日 (平成22年12月13日)	4,843,800,835	4,891,633,236	10,127	10,227
第11計算期間末日 (平成23年12月12日)	4,097,873,356	4,097,873,356	10,069	10,069
第12計算期間末日 (平成24年12月12日)	3,709,840,638	3,834,764,554	10,394	10,744
第13計算期間末日 (平成25年12月12日)	3,279,053,205	3,427,518,410	11,043	11,543
第14計算期間末日 (平成26年12月12日)	3,105,177,488	3,200,068,678	11,453	11,803
第15計算期間末日 (平成27年12月14日)	2,531,709,793	2,553,600,153	11,565	11,665
第16計算期間末日 (平成28年12月12日)	2,507,630,580	2,529,053,346	11,705	11,805
第17計算期間末日 (平成29年12月12日)	2,471,660,341	2,523,308,659	11,964	12,214
第18計算期間末日 (平成30年12月12日)	2,242,079,600	2,242,079,600	11,515	11,515
平成30年 6月末日	2,320,449,856		11,750	
7月末日	2,328,595,359		11,779	
8月末日	2,313,639,951		11,750	
9月末日	2,322,165,233		11,834	
10月末日	2,257,783,753		11,535	
11月末日	2,257,457,079		11,599	
12月末日	2,221,794,916		11,406	

平成31年 1月末日	2,228,701,022		11,522
2月末日	2,232,676,325		11,661
3月末日	2,232,823,047		11,736
4月末日	2,221,786,454		11,751
令和 1年 5月末日	2,207,163,514		11,668
6月末日	2,218,107,991		11,811

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第9計算期間	0円
第10計算期間	100円
第11計算期間	0円
第12計算期間	350円
第13計算期間	500円
第14計算期間	350円
第15計算期間	100円
第16計算期間	100円
第17計算期間	250円
第18計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第9計算期間	8.57
第10計算期間	2.22
第11計算期間	0.57
第12計算期間	6.70
第13計算期間	11.05
第14計算期間	6.88
第15計算期間	1.85
第16計算期間	2.07
第17計算期間	4.34
第18計算期間	3.75
第19中間計算期間	2.25

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数

第9計算期間	145,432,780	786,124,164	5,666,874,768
第10計算期間	174,493,381	1,058,127,984	4,783,240,165
第11計算期間	172,353,277	885,727,555	4,069,865,887
第12計算期間	154,067,536	654,678,665	3,569,254,758
第13計算期間	261,230,083	861,180,733	2,969,304,108
第14計算期間	305,953,400	564,080,635	2,711,176,873
第15計算期間	175,111,610	697,252,422	2,189,036,061
第16計算期間	145,922,791	192,682,245	2,142,276,607
第17計算期間	159,305,488	235,649,342	2,065,932,753
第18計算期間	181,133,856	299,953,526	1,947,113,083
第19中間計算期間	67,304,011	127,616,366	1,886,800,728

## 【三菱UFJ MV40】

## (1) 【投資状況】

令和1年6月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	3,226,453,683	98.96
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		34,009,322	1.04
純資産総額		3,260,463,005	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和1年6月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（適格機関投資家限定）	525,784,871	1.8504	972,919,408	1.869	982,691,923	30.14
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定）	718,094,761	1.2848	922,656,950	1.3107	941,206,803	28.87
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	511,299,061	1.5237	779,067,401	1.5934	814,703,923	24.99
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（適格機関投資家限定）	124,006,044	2.4686	306,128,388	2.6187	324,734,627	9.96
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	65,964,254	2.4583	162,165,268	2.4728	163,116,407	5.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 1年 6月28日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.96
合計	98.96

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （ 3 ） 【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年6月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末日 (平成21年12月14日)	5,886,638,493	5,886,638,493	9,609	9,609
第10計算期間末日 (平成22年12月13日)	5,027,987,355	5,027,987,355	9,817	9,817
第11計算期間末日 (平成23年12月12日)	4,184,402,376	4,184,402,376	9,416	9,416
第12計算期間末日 (平成24年12月12日)	4,083,872,104	4,083,872,104	10,128	10,128
第13計算期間末日 (平成25年12月12日)	3,511,857,924	3,658,868,724	11,944	12,444
第14計算期間末日 (平成26年12月12日)	3,360,556,527	3,494,718,127	12,524	13,024
第15計算期間末日 (平成27年12月14日)	3,295,326,317	3,346,781,838	12,808	13,008
第16計算期間末日 (平成28年12月12日)	3,397,276,187	3,410,260,955	13,082	13,132
第17計算期間末日 (平成29年12月12日)	3,462,512,015	3,589,279,862	13,657	14,157
第18計算期間末日 (平成30年12月12日)	3,292,671,740	3,292,671,740	12,910	12,910
平成30年 6月末日	3,460,850,310		13,332	
7月末日	3,500,838,327		13,448	
8月末日	3,492,440,727		13,413	
9月末日	3,530,368,225		13,632	
10月末日	3,353,167,585		13,021	
11月末日	3,360,094,503		13,147	
12月末日	3,223,157,910		12,638	



平成31年 1月末日	3,255,966,249		12,850
2月末日	3,276,583,286		13,144
3月末日	3,266,399,935		13,183
4月末日	3,289,421,739		13,294
令和 1年 5月末日	3,231,984,775		13,030
6月末日	3,260,463,005		13,210

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	500円
第14計算期間	500円
第15計算期間	200円
第16計算期間	50円
第17計算期間	500円
第18計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第9計算期間	11.15
第10計算期間	2.16
第11計算期間	4.08
第12計算期間	7.56
第13計算期間	22.86
第14計算期間	9.04
第15計算期間	3.86
第16計算期間	2.52
第17計算期間	8.21
第18計算期間	5.46
第19中間計算期間	2.13

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数

第9計算期間	250,976,215	669,525,279	6,126,006,071
第10計算期間	237,660,073	1,241,964,385	5,121,701,759
第11計算期間	181,829,685	859,747,486	4,443,783,958
第12計算期間	160,240,731	571,819,688	4,032,205,001
第13計算期間	226,129,087	1,318,118,086	2,940,216,002
第14計算期間	375,426,192	632,410,176	2,683,232,018
第15計算期間	285,941,626	396,397,584	2,572,776,060
第16計算期間	195,108,575	170,930,843	2,596,953,792
第17計算期間	219,975,905	281,572,755	2,535,356,942
第18計算期間	283,130,852	268,002,121	2,550,485,673
第19中間計算期間	89,584,369	165,326,568	2,474,743,474

## 【三菱UFJ MV80】

## (1) 【投資状況】

令和1年6月28日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	4,063,797,371	98.93
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		43,881,475	1.07
純資産総額		4,107,678,846	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】

## a 評価額上位30銘柄

令和1年6月28日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本株式ファンド（適格機関投資家限定）	1,210,997,720	1.8564	2,248,117,965	1.869	2,263,354,738	55.10
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国株式ファンド（適格機関投資家限定）	390,550,330	2.4758	966,951,454	2.6187	1,022,734,149	24.90
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント日本債券ファンド（適格機関投資家限定）	280,007,064	1.2861	360,131,731	1.3107	367,005,258	8.93
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Bコース（為替ヘッジなし）（適格機関投資家限定）	83,214,737	2.4558	204,362,161	2.4728	205,773,401	5.01
日本	投資信託受益証券	ラッセル・インベストメント外国債券ファンド Aコース（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	128,611,664	1.5265	196,327,823	1.5934	204,929,825	4.99

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

## b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和 1年 6月28日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.93
合計	98.93

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

### 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

### 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

## （ 3 ） 【運用実績】

### 【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和1年6月末日、同日前 1 年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

（単位：円）

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第9計算期間末日 (平成21年12月14日)	3,619,111,001	3,619,111,001	8,633	8,633
第10計算期間末日 (平成22年12月13日)	3,584,666,826	3,584,666,826	8,777	8,777
第11計算期間末日 (平成23年12月12日)	3,029,393,351	3,029,393,351	7,816	7,816
第12計算期間末日 (平成24年12月12日)	3,214,231,719	3,214,231,719	8,583	8,583
第13計算期間末日 (平成25年12月12日)	3,629,745,011	3,777,623,527	12,273	12,773
第14計算期間末日 (平成26年12月12日)	3,842,987,583	3,985,653,205	13,469	13,969
第15計算期間末日 (平成27年12月14日)	3,863,794,237	3,988,454,875	13,948	14,398
第16計算期間末日 (平成28年12月12日)	4,156,285,445	4,156,285,445	14,308	14,308
第17計算期間末日 (平成29年12月12日)	4,327,213,423	4,461,316,831	16,134	16,634
第18計算期間末日 (平成30年12月12日)	4,094,238,433	4,094,238,433	14,704	14,704
平成30年 6月末日	4,357,212,943		15,549	
7月末日	4,456,309,761		15,890	
8月末日	4,456,023,235		15,864	
9月末日	4,619,600,596		16,390	
10月末日	4,207,973,481		15,021	
11月末日	4,269,566,260		15,297	
12月末日	3,915,161,750		14,019	

平成31年 1月末日	4,048,964,197		14,463
2月末日	4,167,621,023		15,108
3月末日	4,147,441,455		15,053
4月末日	4,230,094,713		15,408
令和 1年 5月末日	4,025,851,015		14,704
6月末日	4,107,678,846		14,962

## 【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第9計算期間	0円
第10計算期間	0円
第11計算期間	0円
第12計算期間	0円
第13計算期間	500円
第14計算期間	500円
第15計算期間	450円
第16計算期間	0円
第17計算期間	500円
第18計算期間	0円

## 【収益率の推移】

	収益率（％）
第9計算期間	17.05
第10計算期間	1.66
第11計算期間	10.94
第12計算期間	9.81
第13計算期間	48.81
第14計算期間	13.81
第15計算期間	6.89
第16計算期間	2.58
第17計算期間	16.25
第18計算期間	8.86
第19中間計算期間	1.80

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

## （４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数

第9計算期間	394,092,784	444,957,723	4,192,057,328
第10計算期間	334,870,185	442,926,159	4,084,001,354
第11計算期間	307,933,430	516,000,942	3,875,933,842
第12計算期間	240,837,545	372,076,993	3,744,694,394
第13計算期間	355,037,389	1,142,161,450	2,957,570,333
第14計算期間	559,990,233	664,248,120	2,853,312,446
第15計算期間	453,453,682	536,529,708	2,770,236,420
第16計算期間	351,904,526	217,175,750	2,904,965,196
第17計算期間	311,385,676	534,282,704	2,682,068,168
第18計算期間	432,670,049	330,307,929	2,784,430,288
第19中間計算期間	137,636,226	188,916,552	2,733,149,962

## 参考情報

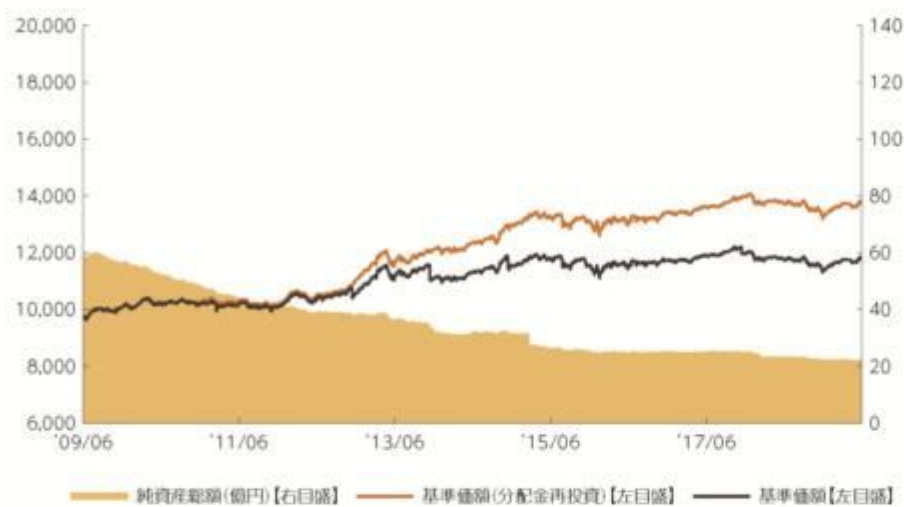


# 運用実績

2019年6月28日現在

## 三菱UFJ MV20

### ■基準価額・純資産の推移 2009年6月30日～2019年6月28日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

### ■基準価額・純資産

基準価額	11,811円
純資産総額	22.1億円

### ■分配の推移

2018年12月	0円
2017年12月	250円
2016年12月	100円
2015年12月	100円
2014年12月	350円
2013年12月	500円
設定来累計	2,486円

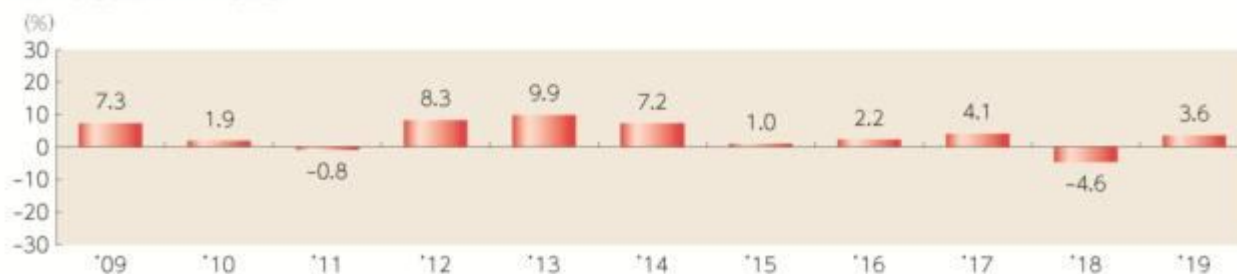
•分配金は1万円当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅡ(適格機関投資家限定)	日本債券	38.9%
2 ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Aコース(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)	外国債券	35.0%
3 ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅡ(適格機関投資家限定)	日本株式	15.1%
4 ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Bコース(為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	外国債券	5.0%
5 ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅡ(適格機関投資家限定)	外国株式	5.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## ■年間収益率の推移

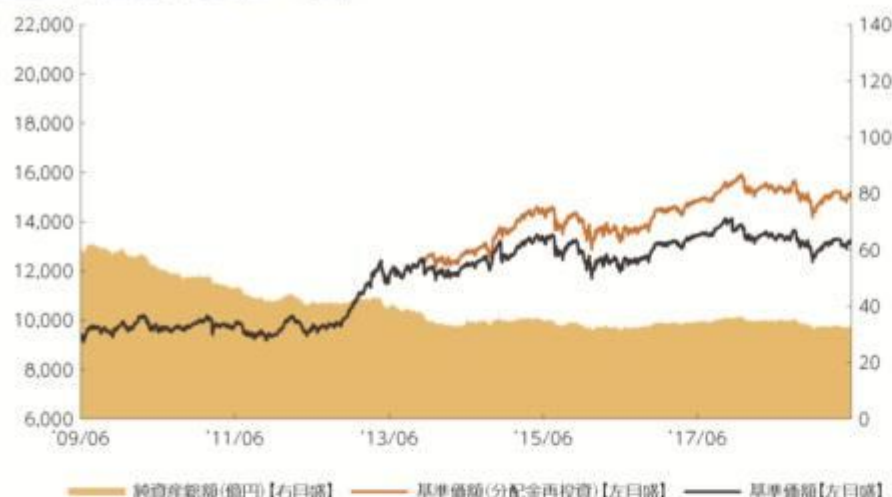


- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2019年は年初から6月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 三菱UFJ MV40

## ■基準価額・純資産の推移 2009年6月30日～2019年6月28日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	13,210円
純資産総額	32.6億円

## ■分配の推移

2018年12月	0円
2017年12月	500円
2016年12月	50円
2015年12月	200円
2014年12月	500円
2013年12月	500円
設定来累計	2,550円

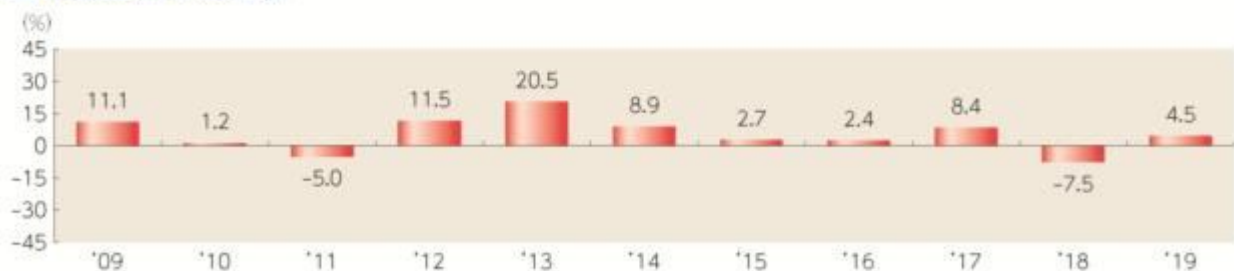
•分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅡ(適格機関投資家限定)	日本株式	30.1%
2 ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅡ(適格機関投資家限定)	日本債券	28.9%
3 ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Aコース(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)	外国債券	25.0%
4 ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅡ(適格機関投資家限定)	外国株式	10.0%
5 ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Bコース(為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	外国債券	5.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## ■年間収益率の推移

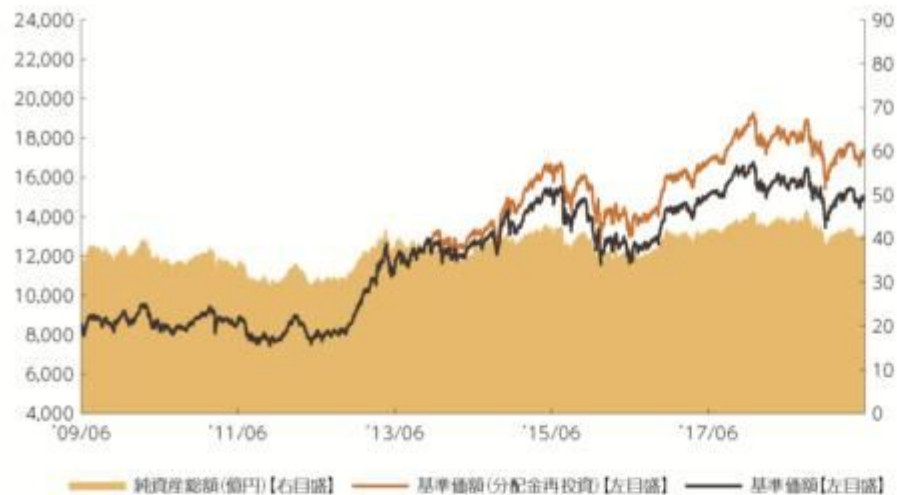


- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2019年は年初から6月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 三菱UFJ MV80

## ■基準価額・純資産の推移 2009年6月30日～2019年6月28日



- 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

基準価額	14,962円
純資産総額	41.0億円

## ■分配の推移

2018年12月	0円
2017年12月	500円
2016年12月	0円
2015年12月	450円
2014年12月	500円
2013年12月	500円
設定来累計	2,600円

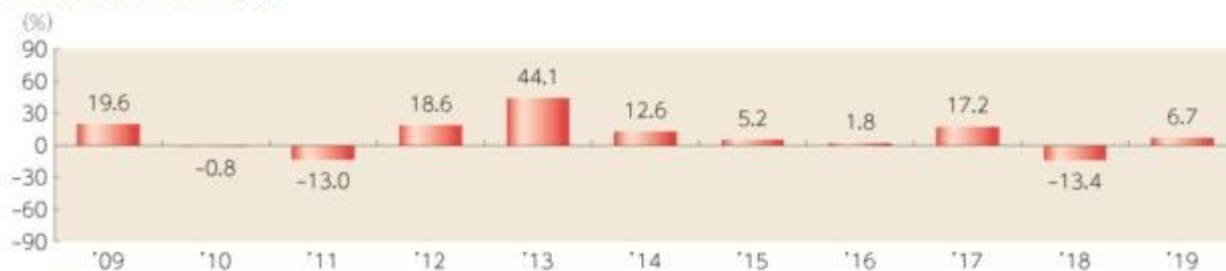
•分配金は1万口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

組入上位銘柄	資産クラス	比率
1 ラッセル・インベストメント日本株式ファンドⅡ(適格機関投資家限定)	日本株式	55.1%
2 ラッセル・インベストメント外国株式ファンドⅡ(適格機関投資家限定)	外国株式	24.9%
3 ラッセル・インベストメント日本債券ファンドⅡ(適格機関投資家限定)	日本債券	8.9%
4 ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Bコース(為替ヘッジなし)(適格機関投資家限定)	外国債券	5.0%
5 ラッセル・インベストメント外国債券ファンドⅡ Aコース(為替ヘッジあり)(適格機関投資家限定)	外国債券	5.0%

•比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2019年は年初から6月28日までの収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

## 第2【管理及び運営】



## 1【申込（販売）手続等】

### <訂正前>

#### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

#### 申込単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、1円以上1円単位

#### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

#### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

#### 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

#### 申込手数料

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。

スイッチングの際には申込手数料はかかりません。ただし、換金されるファンドの基準価額に対して0.1%の信託財産留保額が差し引かれます。

#### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

#### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては上記と異なる取扱いをしている場合があります。

#### 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの

受付を中止することがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

#### <訂正後>

##### 申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

##### 申込単位

販売会社が定める単位

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、1円以上1円単位

##### 申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

##### 申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

##### 申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認ください。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

##### 申込手数料

申込価額（発行価格）×2.16%（税抜 2%）を上限として販売会社が定める手数料率

消費税率が10%となった場合は、2.2%（税抜 2%）となります。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があり、分配金再投資コース（累積投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては、申込手数料はかかりません。

スイッチングの際には申込手数料はかかりません。ただし、換金されるファンドの基準価額に対して0.1%の信託財産留保額が差し引かれます。

##### 申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（累積投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

##### 申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

確定拠出年金制度を利用する場合の取得申込みについては上記と異なる取扱いをしている場合があります。

##### 取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することがあります。

申込(販売)手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

## 第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成30年12月13日から令和1年6月12日まで）の中間財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により中間監査を受けております。

## 【中間財務諸表】

## 【三菱UFJ MV20】

## (1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和1年6月12日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	32,577,971	33,725,737
投資信託受益証券	2,218,567,634	2,200,548,585
流動資産合計	2,251,145,605	2,234,274,322
資産合計	2,251,145,605	2,234,274,322
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	353,198	4,118,127
未払受託者報酬	248,934	239,401
未払委託者報酬	8,463,732	8,139,633
未払利息	65	63
その他未払費用	76	-
流動負債合計	9,066,005	12,497,224
負債合計	9,066,005	12,497,224
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	1,947,113,083	1,886,800,728
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	294,966,517	334,976,370
(分配準備積立金)	243,001,294	227,453,278
元本等合計	2,242,079,600	2,221,777,098
純資産合計	2,242,079,600	2,221,777,098
負債純資産合計	2,251,145,605	2,234,274,322

## (2)【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期中間計算期間 自平成29年12月13日 至平成30年6月12日	第19期中間計算期間 自平成30年12月13日 至令和1年6月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	45	6
有価証券売買等損益	24,199,577	57,980,951

	第18期中間計算期間 自 平成29年12月13日 至 平成30年 6月12日	第19期中間計算期間 自 平成30年12月13日 至 令和 1年 6月12日
営業収益合計	24,199,532	57,980,957
営業費用		
支払利息	8,338	7,631
受託者報酬	258,257	239,401
委託者報酬	8,780,699	8,139,633
その他費用	-	128
営業費用合計	9,047,294	8,386,793
営業利益又は営業損失（ ）	33,246,826	49,594,164
経常利益又は経常損失（ ）	33,246,826	49,594,164
中間純利益又は中間純損失（ ）	33,246,826	49,594,164
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	3,008,283	1,265,892
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	405,727,588	294,966,517
剰余金増加額又は欠損金減少額	19,641,240	10,896,985
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	19,641,240	10,896,985
剰余金減少額又は欠損金増加額	38,816,996	19,215,404
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	38,816,996	19,215,404
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	356,313,289	334,976,370

## ( 3 ) 【中間注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	--

( 中間貸借対照表に関する注記 )

	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和 1年 6月12日現在]
1. 期首元本額	2,065,932,753円	1,947,113,083円
期中追加設定元本額	181,133,856円	67,304,011円
期中一部解約元本額	299,953,526円	127,616,366円
2. 受益権の総数	1,947,113,083口	1,886,800,728口

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第18期中間計算期間 自 平成29年12月13日 至 平成30年 6月12日	第19期中間計算期間 自 平成30年12月13日 至 令和 1年 6月12日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## （金融商品に関する注記）

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和1年6月12日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券            売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引            デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品            上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券            同左</p> <p>(2) デリバティブ取引            同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品            同左</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。	同左

## （有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

## （デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

## （1口当たり情報）

	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和1年6月12日現在]
1口当たり純資産額	1.1515円	1.1775円
(1万口当たり純資産額)	(11,515円)	(11,775円)

## 【三菱UFJ MV40】

## (1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和1年6月12日現在]
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	43,749,061	49,444,769
投資信託受益証券	3,264,375,870	3,228,533,405
流動資産合計	3,308,124,931	3,277,978,174
資産合計	3,308,124,931	3,277,978,174
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払解約金	1,098,375	1,213,167
未払受託者報酬	372,845	350,924
未払委託者報酬	13,981,750	13,159,375
未払利息	88	93
その他未払費用	133	-
流動負債合計	15,453,191	14,723,559
負債合計	15,453,191	14,723,559
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	2,550,485,673	2,474,743,474
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	742,186,067	788,511,141
(分配準備積立金)	557,553,369	522,135,100
元本等合計	3,292,671,740	3,263,254,615
純資産合計	3,292,671,740	3,263,254,615
負債純資産合計	3,308,124,931	3,277,978,174

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期中間計算期間 自平成29年12月13日 至平成30年6月12日	第19期中間計算期間 自平成30年12月13日 至令和1年6月12日
<b>営業収益</b>		
受取利息	55	10
有価証券売買等損益	27,243,837	82,157,535
営業収益合計	27,243,782	82,157,545
<b>営業費用</b>		
支払利息	12,182	10,606
受託者報酬	377,729	350,924
委託者報酬	14,164,778	13,159,375
その他費用	-	159
営業費用合計	14,554,689	13,521,064
営業利益又は営業損失( )	41,798,471	68,636,481
経常利益又は経常損失( )	41,798,471	68,636,481
中間純利益又は中間純損失( )	41,798,471	68,636,481
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	1,992,792	1,394,900
期首剰余金又は期首欠損金( )	927,155,073	742,186,067
剰余金増加額又は欠損金減少額	60,617,761	26,994,739
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	60,617,761	26,994,739
剰余金減少額又は欠損金増加額	46,049,506	47,911,246

	第18期中間計算期間 自 平成29年12月13日 至 平成30年 6月12日	第19期中間計算期間 自 平成30年12月13日 至 令和 1年 6月12日
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	46,049,506	47,911,246
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	901,917,649	788,511,141

## ( 3 ) 【中間注記表】

( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 )

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	--

( 中間貸借対照表に関する注記 )

	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和 1年 6月12日現在]
1. 期首元本額	2,535,356,942円	2,550,485,673円
期中追加設定元本額	283,130,852円	89,584,369円
期中一部解約元本額	268,002,121円	165,326,568円
2. 受益権の総数	2,550,485,673口	2,474,743,474口

( 中間損益及び剰余金計算書に関する注記 )

第18期中間計算期間 自 平成29年12月13日 至 平成30年 6月12日	第19期中間計算期間 自 平成30年12月13日 至 令和 1年 6月12日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

( 金融商品に関する注記 )

金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和 1年 6月12日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	( 1 ) 有価証券 売買目的有価証券は、( 重要な会計方針に係る事項に関する注記 ) に記載しております。 ( 2 ) デリバティブ取引	( 1 ) 有価証券 同左 ( 2 ) デリバティブ取引



区分	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和1年6月12日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>	<p>同左</p> <p>(3)上記以外の金融商品</p> <p>同左</p> <p>同左</p>

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和1年6月12日現在]
1口当たり純資産額	1.2910円	1.3186円
(1万口当たり純資産額)	(12,910円)	(13,186円)

【三菱UFJ MV80】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和1年6月12日現在]
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
コール・ローン	65,590,703	62,546,078
投資信託受益証券	4,054,906,524	4,050,114,299
流動資産合計	4,120,497,227	4,112,660,377

	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和1年6月12日現在]
資産合計	4,120,497,227	4,112,660,377
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,436,045	782,802
未払受託者報酬	474,403	440,775
未払委託者報酬	21,348,039	19,835,166
未払利息	132	117
その他未払費用	175	-
流動負債合計	26,258,794	21,058,860
負債合計	26,258,794	21,058,860
純資産の部		
元本等		
元本	2,784,430,288	2,733,149,962
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金( )	1,309,808,145	1,358,451,555
(分配準備積立金)	1,002,368,198	936,398,038
元本等合計	4,094,238,433	4,091,601,517
純資産合計	4,094,238,433	4,091,601,517
負債純資産合計	4,120,497,227	4,112,660,377

## (2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第18期中間計算期間 自平成29年12月13日 至平成30年6月12日	第19期中間計算期間 自平成30年12月13日 至令和1年6月12日
営業収益		
受取利息	72	14
有価証券売買等損益	21,411,617	94,207,775
営業収益合計	21,411,545	94,207,789
営業費用		
支払利息	17,495	14,384
受託者報酬	474,173	440,775
委託者報酬	21,337,535	19,835,166
その他費用	-	225
営業費用合計	21,829,203	20,290,550
営業利益又は営業損失( )	43,240,748	73,917,239
経常利益又は経常損失( )	43,240,748	73,917,239
中間純利益又は中間純損失( )	43,240,748	73,917,239
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	3,336,337	2,225,472
期首剰余金又は期首欠損金( )	1,645,145,255	1,309,808,145
剰余金増加額又は欠損金減少額	155,297,063	65,499,970
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	155,297,063	65,499,970
剰余金減少額又は欠損金増加額	92,609,490	88,548,327
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	92,609,490	88,548,327
分配金	-	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	1,667,928,417	1,358,451,555

## (3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	--

## (中間貸借対照表に関する注記)

	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和 1年 6月12日現在]
1. 期首元本額	2,682,068,168円	2,784,430,288円
期中追加設定元本額	432,670,049円	137,636,226円
期中一部解約元本額	330,307,929円	188,916,552円
2. 受益権の総数	2,784,430,288口	2,733,149,962口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第18期中間計算期間 自 平成29年12月13日 至 平成30年 6月12日	第19期中間計算期間 自 平成30年12月13日 至 令和 1年 6月12日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区分	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和 1年 6月12日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありませぬ。	同左
2. 時価の算定方法	<p>(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p>	<p>(1) 有価証券 同左</p> <p>(2) デリバティブ取引 同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品 同左</p>

区分	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和1年6月12日現在]
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第18期 [平成30年12月12日現在]	第19期中間計算期間末 [令和1年6月12日現在]
1口当たり純資産額	1.4704円	1.4970円
(1万口当たり純資産額)	(14,704円)	(14,970円)

## 2【ファンドの現況】

【三菱UFJ MV20】

【純資産額計算書】

令和1年6月28日現在

(単位:円)

資産総額	2,226,895,152
負債総額	8,787,161
純資産総額( - )	2,218,107,991
発行済口数	1,878,027,910口
1口当たり純資産価額( / )	1.1811
(10,000口当たり)	(11,811)

## 【三菱UFJ MV40】

## 【純資産額計算書】

令和 1年 6月28日現在

(単位:円)

資産総額	3,263,611,835
負債総額	3,148,830
純資産総額( - )	3,260,463,005
発行済口数	2,468,259,218口
1口当たり純資産価額( / )	1.3210
(10,000口当たり)	(13,210)

## 【三菱UFJ MV80】

## 【純資産額計算書】

令和 1年 6月28日現在

(単位:円)

資産総額	4,112,762,858
負債総額	5,084,012
純資産総額( - )	4,107,678,846
発行済口数	2,745,387,765口
1口当たり純資産価額( / )	1.4962
(10,000口当たり)	(14,962)

## 第三部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

<更新後>

##### (1) 資本金の額等

2019年6月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### ・ 会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

###### ・ 投資運用の意思決定機構

###### 投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

###### 運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

###### 運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

###### ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

###### 投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

###### 投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

###### ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

###### 運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

&lt; 更新後 &gt;

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2019年6月28日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	893	12,845,607
追加型公社債投資信託	16	1,158,078
単位型株式投資信託	65	319,687
単位型公社債投資信託	1	6,024
合計	975	14,329,397

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

## 3【委託会社等の経理状況】

&lt; 更新後 &gt;

## (1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

## (2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第34期事業年度（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)		第34期 (平成31年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金	2	54,140,307	2	53,969,686
有価証券		19,967		1,403,513

前払費用		362,886		514,587
未収入金		2,109		2,284
未収委託者報酬		9,770,529		9,995,458
未収収益	2	674,156	2	560,483
金銭の信託	2	30,000	2	100,000
その他		224,645		153,256
流動資産合計		65,224,602		66,699,271
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	760,010	1	617,032
器具備品	1	724,852	1	665,247
土地		1,356,000		628,433
有形固定資産合計		2,840,863		1,910,713
無形固定資産				
電話加入権		15,822		15,822
ソフトウェア		2,654,296		3,670,753
ソフトウェア仮勘定		1,097,970		536,345
無形固定資産合計		3,768,090		4,222,921
投資その他の資産				
投資有価証券		26,361,327		21,408,781
関係会社株式		320,136		320,136
投資不動産		-	1	824,268
長期差入保証金		627,141		593,536
前払年金費用		434,700		415,234
繰延税金資産		1,237,989		1,496,180
その他		45,230		45,230
貸倒引当金		23,600		23,600
投資その他の資産合計		29,002,925		25,079,767
固定資産合計		35,611,879		31,213,401
資産合計		100,836,481		97,912,673

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	359,176	293,258
未払金		
未払収益分配金	174,333	170,281
未払償還金	456,159	448,695
未払手数料	2 3,905,670	2 3,990,054
その他未払金	2 4,330,584	2 3,961,765
未払費用	2 4,388,803	2 3,803,995
未払消費税等	99,010	194,852
未払法人税等	736,829	573,657
賞与引当金	906,167	901,135
役員賞与引当金	125,343	140,100
その他	842,194	868,992
流動負債合計	16,324,272	15,346,788



固定負債		
長期未払金	-	43,200
退職給付引当金	720,536	860,851
役員退職慰労引当金	187,562	144,303
時効後支払損引当金	254,851	247,767
固定負債合計	1,162,951	1,296,122
負債合計	17,487,223	16,642,910
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,131	2,000,131
資本剰余金		
資本準備金	3,572,096	3,572,096
その他資本剰余金	41,160,616	41,160,616
資本剰余金合計	44,732,712	44,732,712
利益剰余金		
利益準備金	342,589	342,589
その他利益剰余金		
別途積立金	6,998,000	6,998,000
繰越利益剰余金	27,790,911	26,069,594
利益剰余金合計	35,131,500	33,410,184
株主資本合計	81,864,344	80,143,028

(単位：千円)

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,484,913	1,126,733
評価・換算差額等合計	1,484,913	1,126,733
純資産合計	83,349,257	81,269,762
負債純資産合計	100,836,481	97,912,673

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	75,423,596	70,375,414
投資顧問料	2,723,458	2,505,299
その他営業収益	48,215	18,844
営業収益合計	78,195,269	72,899,557
営業費用		
支払手数料	2 30,906,879	2 28,533,952
広告宣伝費	730,784	739,643
公告費	1,000	500
調査費		
調査費	1,723,057	1,794,755

委託調査費	13,467,029	12,194,996
事務委託費	864,916	1,016,816
営業雑経費		
通信費	178,652	170,794
印刷費	467,973	427,442
協会費	50,251	48,375
諸会費	15,328	16,175
事務機器関連費	1,635,079	1,841,631
その他営業雑経費	23,250	-
営業費用合計	50,064,204	46,785,083
一般管理費		
給料		
役員報酬	349,359	349,083
給料・手当	6,421,837	6,453,717
賞与引当金繰入	906,167	901,135
役員賞与引当金繰入	125,343	140,100
福利厚生費	1,231,033	1,234,293
交際費	13,012	13,011
旅費交通費	192,192	200,426
租税公課	410,229	373,201
不動産賃借料	678,182	654,886
退職給付費用	423,171	428,912
役員退職慰労引当金繰入	47,889	51,159
固定資産減価償却費	1,115,719	1,252,321
諸経費	450,299	523,213
一般管理費合計	12,364,437	12,575,461
営業利益	15,766,627	13,539,012

(単位：千円)

	第33期 (自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)	第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	349,402	181,073
受取利息	2 483	2 1,913
投資有価証券償還益	81,580	416,706
収益分配金等時効完成分	91,672	44,392
受取賃貸料	-	2 38,388
その他	9,989	11,871
営業外収益合計	533,128	694,346
営業外費用		
投資有価証券償還損	30,114	118,173
時効後支払損引当金繰入	43,182	1,166
事務過誤費	10,402	420
賃貸関連費用	-	35,994
その他	3,829	1,481
営業外費用合計	87,529	157,235
経常利益	16,212,226	14,076,123
特別利益		
投資有価証券売却益	516,394	501,778

ゴルフ会員権売却益		7,495	
特別利益合計		523,889	501,778
特別損失			
投資有価証券売却損		105,903	135,399
投資有価証券評価損		102,096	62,310
固定資産除却損	1	54	4,848
固定資産売却損		-	225
システム関連費		-	322,986
商標使用料		-	90,000
特別損失合計		208,054	615,770
税引前当期純利益		16,528,061	13,962,130
法人税、住民税及び事業税	2	5,252,224	4,420,179
法人税等調整額		76,092	100,112
法人税等合計		5,176,132	4,320,066
当期純利益		11,351,928	9,642,064

## (3) 【株主資本等変動計算書】

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	43,034,713	50,375,303	97,108,147	
当期変動額										
剰余金の配当								26,595,731	26,595,731	26,595,731
当期純利益								11,351,928	11,351,928	11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計								15,243,802	15,243,802	15,243,802
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344	

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	1,494,586	1,494,586	98,602,734
当期変動額			
剰余金の配当			26,595,731
当期純利益			11,351,928
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	9,673	9,673	9,673
当期変動額合計	9,673	9,673	15,253,476
当期末残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本								株主資本合計	
	資本金	資本剰余金			利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	27,790,911	35,131,500	81,864,344	
当期変動額										
剰余金の配当								11,363,380	11,363,380	11,363,380

当期純利益							9,642,064	9,642,064	9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)									
当期変動額合計							1,721,316	1,721,316	1,721,316
当期末残高	2,000,131	3,572,096	41,160,616	44,732,712	342,589	6,998,000	26,069,594	33,410,184	80,143,028

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,484,913	1,484,913	83,349,257
当期変動額			
剰余金の配当			11,363,380
当期純利益			9,642,064
株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額)	358,179	358,179	358,179
当期変動額合計	358,179	358,179	2,079,495
当期末残高	1,126,733	1,126,733	81,269,762

## [注記事項]

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

## (1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

## (2) その他有価証券

## 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

## 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

## 2. 固定資産の減価償却の方法

## (1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
器具備品	2年～20年
投資不動産	3年～47年

## (2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

## 3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

## 4. 引当金の計上基準

## (1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

## (2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

## (4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づ

き計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(表示方法の変更)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」490,903千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,237,989千円に含めて表示しております。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
建物	604,123千円	551,025千円
器具備品	1,215,234千円	1,350,407千円
投資不動産		138,024千円

## 2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
預金	41,809,118千円	240,211千円
未収収益	40,621千円	25,307千円
金銭の信託	30,000千円	100,000千円
未払手数料	1,577,059千円	671,568千円
その他未払金	3,850,734千円	3,217,341千円
未払費用	430,491千円	444,754千円

## (損益計算書関係)

## 1. 固定資産除却損の内訳

	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
建物		2,547千円
器具備品	54千円	2,301千円
計	54千円	4,848千円

## 2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
支払手数料	11,380,244千円	5,298,064千円
受取利息	380千円	3千円
受取賃貸料		38,388千円
法人税、住民税及び事業税	3,851,536千円	3,216,517千円

## (株主資本等変動計算書関係)

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

## 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度増加 株式数(株)	当事業年度減少 株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

## 2. 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

平成29年6月28日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	26,595,731千円
1株当たり配当額	125,700円
基準日	平成29年3月31日
効力発生日	平成29年6月29日

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2.配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	11,363,380千円
1株当たり配当額	53,707円
基準日	平成30年3月31日
効力発生日	平成30年6月28日

- (2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの  
令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	9,675,175千円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	45,728円
基準日	平成31年3月31日
効力発生日	令和元年6月27日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
1年内	678,116千円	675,956千円
1年超	1,351,912千円	675,956千円
合計	2,030,029千円	1,351,912千円

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2)金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（（注2）参照）。

## 第33期(平成30年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	54,140,307	54,140,307	-
(2) 有価証券	19,967	19,967	-
(3) 未収委託者報酬	9,770,529	9,770,529	-
(4) 投資有価証券	26,224,167	26,224,167	-
資産計	90,154,972	90,154,972	-
(1) 未払手数料	3,905,670	3,905,670	-
負債計	3,905,670	3,905,670	-

## 第34期(平成31年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	53,969,686	53,969,686	-
(2) 有価証券	1,403,513	1,403,513	-
(3) 未収委託者報酬	9,995,458	9,995,458	-
(4) 投資有価証券	21,353,421	21,353,421	-
資産計	86,722,080	86,722,080	-
(1) 未払手数料	3,990,054	3,990,054	-
負債計	3,990,054	3,990,054	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

## (1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負 債

## (1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
非上場株式	137,160	55,360
子会社株式	160,600	160,600
関連会社株式	159,536	159,536

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

## 第33期(平成30年3月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超



現金及び預金	54,140,307	-	-	-
未収委託者報酬	9,770,529	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	19,967	13,110,758	8,593,680	68,714
合計	63,930,804	13,110,758	8,593,680	68,714

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位:千円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	53,969,686	-	-	-
未収委託者報酬	9,995,458	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	1,403,513	9,358,708	5,874,634	90,573
合計	65,368,659	9,358,708	5,874,634	90,573

(有価証券関係)

## 1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

## 2. その他有価証券

第33期(平成30年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	18,599,111	16,040,884	2,558,227
	小計	18,599,111	16,040,884	2,558,227
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	7,645,023	8,062,990	417,966
	小計	7,645,023	8,062,990	417,966
合計		26,244,135	24,103,874	2,140,260

第34期(平成31年3月31日現在)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	14,744,545	12,559,380	2,185,164
	小計	14,744,545	12,559,380	2,185,164
貸借対照表計上額 が取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	8,012,389	8,573,551	561,161
	小計	8,012,389	8,573,551	561,161
合計		22,756,935	21,132,932	1,624,002

## 3. 売却したその他有価証券

第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	8,169,769	516,394	105,903
合計	8,169,769	516,394	105,903

## 第34期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

種類	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	140,240	58,440	-
債券	-	-	-
その他	5,222,594	443,338	135,399
合計	5,362,834	501,778	135,399

## 4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について102,096千円(その他有価証券のその他102,096千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について62,310千円(その他有価証券のその他62,310千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

## (退職給付関係)

## 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

## 2. 確定給付制度

## (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)		第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	
		千円		千円
退職給付債務の期首残高	3,649,089		3,729,252	
勤務費用	184,120		193,531	
利息費用	27,829		24,351	
数理計算上の差異の発生額	56,895		15,898	
退職給付の支払額	188,683		218,947	
過去勤務費用の発生額	-		-	
退職給付債務の期末残高	3,729,252		3,712,289	

## (2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)		第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)	
		千円		千円
年金資産の期首残高	2,698,738		2,723,393	
期待運用収益	48,080		48,664	
数理計算上の差異の発生額	47,759		4,606	
事業主からの拠出額	102,564		102,564	
退職給付の支払額	173,748		203,077	
年金資産の期末残高	2,723,393		2,666,937	

## (3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
積立型制度の退職給付債務	3,374,562 千円	3,125,760 千円
年金資産	2,723,393	2,666,937
	651,168	458,822
非積立型制度の退職給付債務	354,690	586,529
未積立退職給付債務	1,005,858	1,045,351
未認識数理計算上の差異	169,893	114,968
未認識過去勤務費用	550,128	484,766
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	285,836	445,616
退職給付引当金	720,536	860,851
前払年金費用	434,700	415,234
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	285,836	445,616

## (4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第33期 (自平成29年4月1日 至平成30年3月31日)	第34期 (自平成30年4月1日 至平成31年3月31日)
勤務費用	184,120 千円	193,531 千円
利息費用	27,829	24,351
期待運用収益	48,080	48,664
数理計算上の差異の費用処理 額	47,053	43,633
過去勤務費用の費用処理額	65,361	65,361
その他	4,780	5,986
確定給付制度に係る退職給付 費用	281,066	284,199

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額等です。

## (5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
債券	62.2 %	63.9 %
株式	34.7	33.2
その他	3.1	2.9
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

## (6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
割引率	0.069 ~ 0.67%	0.035 ~ 0.49%
長期期待運用収益率	1.5 ~ 1.8%	1.5 ~ 1.8%

## 3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度142,105千円、当事業年度144,712千円であります。

## （税効果会計関係）

## 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第33期 (平成30年3月31日現在)	第34期 (平成31年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	445,379千円	436,050千円
投資有価証券評価損	223,512	223,821
未払事業税	135,805	109,109
賞与引当金	277,468	275,927
役員賞与引当金	12,235	19,428
役員退職慰労引当金	57,431	44,185
退職給付引当金	220,628	263,592
減価償却超過額	13,690	157,741
委託者報酬	257,879	264,398
長期差入保証金	23,262	31,721
時効後支払損引当金	78,035	75,866
連結納税適用による時価評価	200,331	148,858
その他	82,168	71,320
繰延税金資産 小計	2,027,829	2,122,023
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,027,829	2,122,023
繰延税金負債		
前払年金費用	133,105	127,144
連結納税適用による時価評価	1,382	1,320
その他有価証券評価差額金	655,348	497,269
その他	4	108
繰延税金負債 合計	789,840	625,842
繰延税金資産の純額	1,237,989	1,496,180

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第33期（平成30年3月31日現在）及び第34期（平成31年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

## （セグメント情報等）

## [セグメント情報]

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）及び第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [関連情報]

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）及び第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

## 1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## (2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## [報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## (関連当事者情報)

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第33期（自平成29年4月1日至平成30年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,851,587 千円	その他未払金	3,850,734 千円
親会社	三菱UFJ 信託銀行(㈱)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 51.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,528,131 千円	未払手数料	665,262 千円
						投資の助言 役員の兼任	投資助言料 (注3)	664,152 千円	未払費用	348,142 千円
主要株主	㈱三菱東京 UFJ銀行 (注5)	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	被所有 直接 15.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,852,112 千円	未払手数料	921,796 千円

第34期（自平成30年4月1日至平成31年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
親会社	㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 間接 100.0%	連結納税	連結納税に 伴う支払 (注1)	3,216,517 千円	その他未払金	3,217,341 千円

親会社	三菱UFJ 信託銀行(株)	東京都 千代田 区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	被所有 直接 100.0%	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	5,298,064 千円	未払手数料	671,568 千円
						投資の助言  役員の兼任	投資助言料 (注3)	695,834 千円	未払費用	365,510 千円

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。

2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。

3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。

4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

5. (株)三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で、(株)三菱UFJ銀行に行名を変更しております。

## (2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

## 第33期(自平成29年4月1日至平成30年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高 (注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株)	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,263,571 千円	未払手数料	907,290 千円

## 第34期(自平成30年4月1日至平成31年3月31日)

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注4)	科目	期末残高(注 4)
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ 銀行	東京都 千代田 区	1,711,958 百万円	銀行業	なし (注1)	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	4,629,670 千円	未払手数料	734,633 千円
						取引銀行	コーラブル預 金の預入 (注3)	20,000,000 千円	現金及び 預金	20,000,000 千円
							コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3)	1,578 千円	未収収益	1,578 千円

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券㈱	東京都 千代田 区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等	投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2)	6,152,016 千円	未払手数料	962,840 千円
-------------	--------------------------------	-----------------	---------------	-----	----	---	---------------------------------------	-----------------	-------	---------------

## 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. ㈱三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを㈱三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、㈱三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。  
なお、㈱三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

## 2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

三菱UFJ信託銀行株式会社（非上場）

## （1株当たり情報）

	第33期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	第34期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
1株当たり純資産額	393,935.45円	384,107.08円
1株当たり当期純利益金額	53,652.87円	45,571.50円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第33期 （自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）	第34期 （自平成30年4月1日 至平成31年3月31日）
当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益金額（千円）	11,351,928	9,642,064
普通株式の期中平均株式数（株）	211,581	211,581

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

## (1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社  
 （再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）  
 資本金の額：324,279百万円（2019年3月末現在）  
 事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名称	資本金の額 （2019年3月末現在）	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
株式会社SBI証券	48,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2018年12月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

委託会社と関係法人の主な資本関係は次の通りです。（2019年6月末現在）

三菱UFJ信託銀行株式会社は委託会社の株式の100.0%（211,581株）を所有しています。

（注）関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。



# 独立監査人の中間監査報告書

令和1年7月17日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ MV20の平成30年12月13日から令和1年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ MV20の令和1年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年12月13日から令和1年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

令和1年7月17日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ MV40の平成30年12月13日から令和1年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ MV40の令和1年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年12月13日から令和1年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の中間監査報告書

令和1年7月17日

三菱UFJ国際投信株式会社  
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 和田 渉 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている三菱UFJ MV80の平成30年12月13日から令和1年6月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三菱UFJ MV80の令和1年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成30年12月13日から令和1年6月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは中間監査の対象に含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

令和元年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会 御中

## 有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤 鉄也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第34期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

（注）上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。